

# 年金事業に対する国民の信頼回復を目指して

## ～ 社会保険庁改革関連法案 ～

厚生労働委員会調査室 か く けんいち  
加來 賢一

### 1. 法律案提出の背景及び経緯

#### (1) 背景

##### ア 社会保険庁改革に向けた動き

平成 16 年の年金制度改革関連法案に関する国会審議では<sup>1</sup>、年金制度そのものの議論に加え、社会保険庁の事業運営について、(a) 利用者の立場に立った親切的な業務運営となっていない、(b) 組織が内向きで風通しが悪い、(c) 国民年金に係る適用や徴収の対策が不十分である、(d) 社会保険事業に係る事務費を年金給付に関すること以外に安易に使っている、(e) 予算の執行方法が不透明である、(f) 社会保険業務の実施主体としての社会保険庁の組織の在り方を見直すべきであるといった様々な指摘がなされた。

このため、坂口厚生労働大臣（当時）は、社会保険庁に関して、従来 of 行政とは異なる民間の発想や感覚を活かし、思い切った改革に早急に取り組むため、社会保険庁長官に民間人を登用する方針を固めた。その結果、平成 16 年 7 月、株式会社損害保険ジャパン取締役専務執行役員であった村瀬清司氏が社会保険庁長官に就任した。

そして、村瀬長官は、社会保険庁に対する国民の信頼を回復するため、(a) 保険料徴収の徹底、(b) 利用者サービスの向上、(c) オンラインシステムの見直し、(d) 予算執行の透明性の確保とコストの圧縮、(e) 個人情報保護の徹底を中心に改革に取り組んで行く方針を示した<sup>2</sup>。

また、政府は、社会保険庁の存立の在り方について検討するため、平成 16 年 8 月、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」を設置し、議論を開始した。

##### イ 続出した社会保険庁をめぐる不祥事の影響

社会保険庁については、事業運営の問題の他にも、(a) 職員による年金の加入記録の業務外閲覧と情報の流出、(b) 幹部職員の収賄容疑による逮捕、(c) 職員が国からの補助金で製作された出版物や冊子などに関し出版社から監修料の名目で多額の金銭を授受していた問題といった不祥事が相次いでいた。

このため「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」は、こうした不祥事によって社会保険庁に対する国民からの信頼が決定的に失われた事態を重く見て、(a) 現行の社会保険庁の存続を前提としないこと、(b) 国民の信頼回復の観点を最重視することを基本方針に据えて議論を進め、平成 17 年 5 月 31 日、「社会保険庁改革の在り方について」と題する最終取りまとめを行った。

## (2) 経緯

平成17年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終取りまとめを受け、(a)現行の社会保険庁は存続させない、(b)政府管掌健康保険については、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を設立する、(c)公的年金については、組織、機能等について抜本的に改革を行った新たな政府組織によって運営するとの方針を打ち出した<sup>3</sup>。

こうした経過を踏まえ、同年6月厚生労働省に設置された「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」は、年金事業を運営する新組織と政府管掌健康保険の保険者となる公法人の発足に向けて議論を進め、同年12月12日、「組織改革の在り方について」と題する報告書を取りまとめた。

これを受けて、政府は同年12月24日に閣議決定した「行政改革の重要方針」の中で、社会保険庁改革については、平成20年10月を目途に現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政府管掌健康保険の運営を分離の上それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行うこととし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することとした。

こうして、平成18年3月10日、社会保険庁改革関連法案として「ねんきん事業機構法案」と「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

## 2. 法律案の概要

### (1) ねんきん事業機構法案

#### ア 組織

厚生労働省に、厚生年金と国民年金の事業の運営を目的とする特別の機関として「ねんきん事業機構」(以下「機構」という。)を設置し、その所掌事務を定める。また、機構の長を代表執行責任者とし、地方組織として地方年金局及び年金事務所を置く。

#### イ 事業運営

機構の適正な事業運営を確保するため、機構の長と外部の専門家で組織される年金運営会議を設置し、重要事項の決定に際しては、同会議の議を経なければならないものとする。また、機構に特別監査官を置き、監査機能の強化を図るほか、事業運営に被保険者、事業主、年金受給権者及び関係者の意見を反映させるための措置や、年金個人情報の利用及び提供の制限、年金委員の創設などの措置を講ずる。

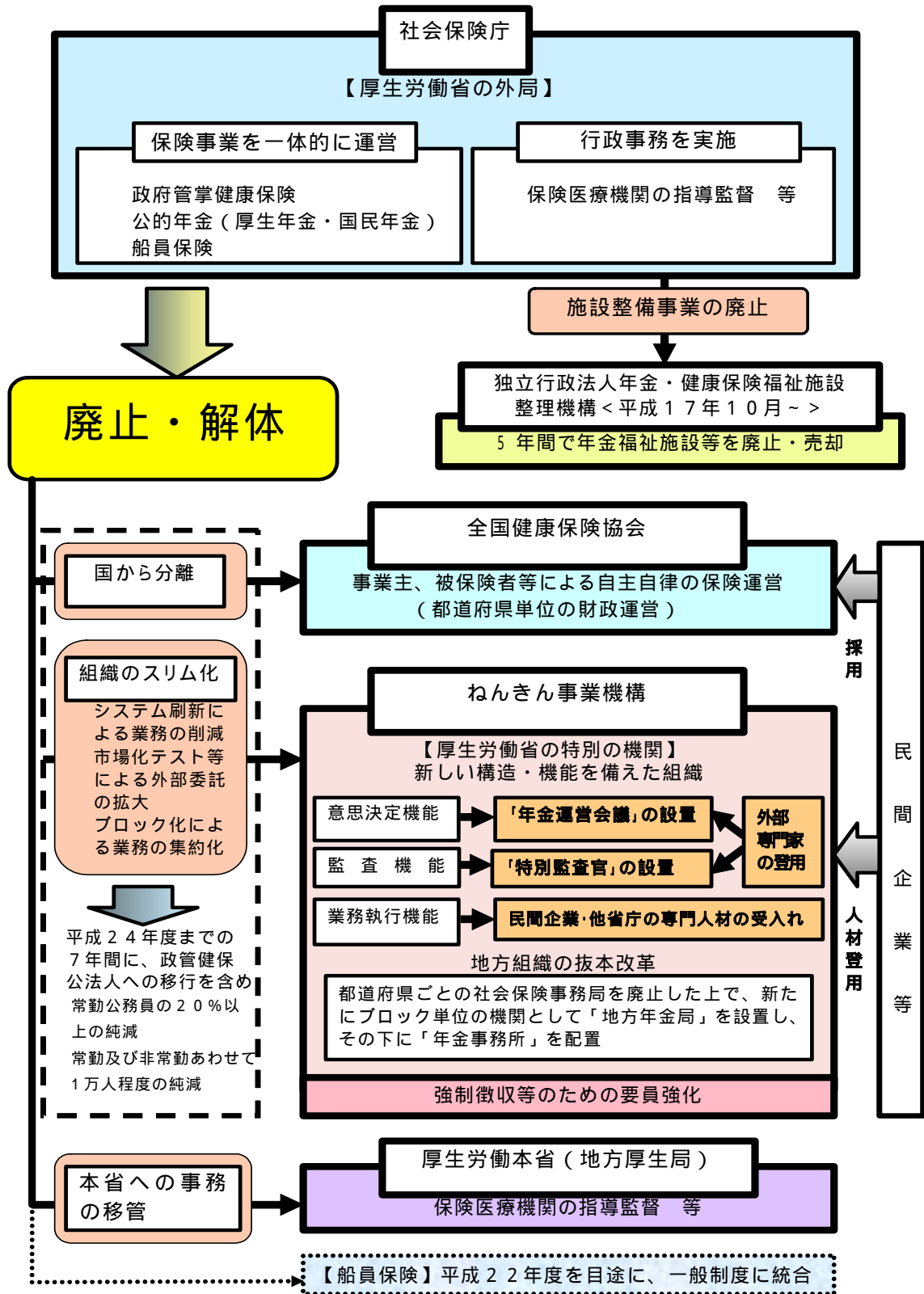
#### ウ 政府管掌健康保険の業務

政府管掌健康保険については、国とは切り離れた全国単位の公法人である「全国健康保険協会」を保険者として設立し、都道府県単位の財政運営を行うが<sup>4</sup>、適用・徴収業務は機構が行う。

#### エ 保険医療機関の指導監督等の業務

保険医療機関等に対する指導・監査、社会保険診療報酬支払基金(各都道府県支部)に対する指導監督及び審査請求事件に関する社会保険審査官の事務等を地方厚生局において実施する。

図 社会保険庁の廃止・解体と「ねんきん事業機構」設立の流れ



(出所) 厚生労働省資料より筆者作成

## (2) 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

### ア 被保険者、年金受給権者及び事業主に対するサービスの向上

被保険者や年金受給権者に対するサービスの向上を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者や年金受給権者に係る情報を取得することにより、氏名及び住所の変更等の届出を原則として廃止する。また、社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図るとともに、機構の業務と他の社会保険に関する業務の連携を図るため、基礎年金番号を法定化する。

### イ 保険料納付を促進するための取組

社会保険庁は、平成 16 年度において 63.6%にとどまっている国民年金保険料の納付率を平成 19 年度に 80%まで回復させることを目標に、コンビニエンスストアやインターネット等を通じた納付制度や口座振替割引制度の導入といった国民年金保険料の収納強化対策を講じてきた。

法律案では、こうした収納強化対策を一層加速化させるため、クレジットカードによる保険料納付制度や学生納付特例の申請を大学等において行うことができる仕組みを導入する。また、国民年金保険料の滞納者に対して通常より短期の有効期間を定めた国民健康保険の被保険者証を交付することができる仕組みを導入し、長期間にわたって保険料の自主的な納付がない場合には、保険医療機関、介護保険の指定事業者、社会保険労務士等に係る指定やその更新を認めないこととする。さらに、事業主に対して国民年金制度の周知について協力を求めることができるようにする。

### ウ 年金事務費の国庫負担の見直し

国民年金事業と厚生年金事業の事務費については、国の厳しい財政事情にかんがみ、平成 10 年度以降、その一部に年金保険料を充てる財政上の特例措置が継続的に講じられてきた<sup>5</sup>。

しかし、年金保険料を財源とした事務費の中に、社会保険庁の庁舎や職員宿舎、公用車に係る経費が含まれていたことに対し、批判が相次いだ。このため、平成 17 年度予算からは、国民の理解が得られるよう、事務費に関する国庫負担と保険料負担の区分を見直した。その結果、(a)年金保険料で負担する事務費は保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定する、(b)国庫で負担する事務費は、職員人件費のほか、職員宿舎、公用車等の内部管理事務費とすることとなった。

法律案では、この考え方を踏襲した上で、特例措置を恒久措置として制度化する。

### エ 福祉施設規定の見直し

公的年金の被保険者は、その主たる給付である老齢年金の受給権が発生するまでの間、長期間にわたって保険料を拠出する必要がある。こうしたこともあって、公的年金制度では、単に保険給付を行うにとどまらず、被保険者、被保険者であった者及び年金受給者が保険料を拠出したことに対する恩恵を享受できるよう福祉施設に関する規定が置かれ<sup>6</sup>、福祉施設の整備に必要な経費が保険料財源から支出されてきた。しかし、年金財政が逼迫する中で、多額の経費が保険料財源から支出されていたことに対し批判が相次いだため、政府は、年金保険料を今後、福祉施設の整備には投入しない

方針を決定した。こうして、平成 17 年 10 月、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が設立され、5 年を目途に福祉施設は譲渡又は廃止されることとなった。

一方、年金保険料が福祉施設の整備には投入されないことになったにもかかわらず、年金相談や事務処理のためのシステム運用等の事業については、この福祉施設に関する規定を根拠に行われてきた。このため、法律案では福祉施設に関する規定を廃止した上で、新たに年金事業の円滑な実施を図るための措置に係る規定を整備し、年金教育・広報、年金相談、情報提供等の年金事業の内容を法律上明記する。

### 3. 今後の課題

保険料徴収の強化に当たって社会保険庁は、現在、市場化テストのモデル事業として、厚生年金保険と政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業や国民年金保険料の収納事業を実施する等、事業の民間へのアウトソーシングを進めることで効率的な事業運営を目指している。しかし、保険料徴収という公権力を伴う行為については、民間を活用するだけでは限界がある。国税、地方税、社会保険料の徴収を合わせて行うことで、組織と徴収業務の効率化を図る歳入庁構想についても議論が必要となろう。

また、公的年金制度に対する国民の不安や不信は、年金事業運営の問題だけが原因ではなく、制度そのものにも原因がある。例えば、短時間労働者や派遣労働者は厚生年金が適用されない者が多いため、現行制度では働き方によって将来の年金額が大きく変わってしまう。こうした制度に不信を持っている者が少なからずいるのである。現在政府は、厚生年金と共済年金の間の不平等を是正し、被用者年金制度を一元化する方向で年金制度改革の議論を進めている<sup>7</sup>。しかし、どのような働き方をしても、将来の年金額に格差が生じないようにするためには、公的年金制度そのものの在り方に関する議論が不可欠である。国民年金も含めた公的年金制度の一元化に関する議論も必要となろう。

今回の社会保険庁改革は、組織改革と業務改革によって、年金事業に対する国民の信頼を回復することを目指している。しかし、社会保険庁の解体的出直しと事務事業の刷新だけで公的年金制度への信頼が回復されるわけではないことも忘れてはなるまい。

---

<sup>1</sup> ここでいう年金制度改革関連法案とは、「国民年金法等の一部を改正する法律案」「年金積立金運用独立行政法人法案」「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」の3案を指す。

<sup>2</sup> 第 160 回国会衆議院厚生労働委員会議録第 1 号 31 頁(平 16.8.4)

<sup>3</sup> 年金事業を行う新組織については、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」や政府与党内での協議の中で、(a)社会保険庁と同様厚生労働省の外局とする、(b)公法人又は公社化する、(c)独立行政法人化する、(d)厚生労働省内に設置するなど様々な案が検討されたが、国の責任の下に安定的な運営を行うためには、政府が直接関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要であるとの理由から、政府組織によって運営されることとなり、最終的には厚生労働省に設置される「特別の機関」とされることとなった。

<sup>4</sup> 「全国健康保険協会」の設立に係る法改正については、平成 18 年 2 月 10 日に国会に提出された「健康保険法等の一部を改正する法律案」で措置されている。

<sup>5</sup> 平成 10 年度～15 年度までは「財政構造改革の推進に関する特別措置法」で、平成 16 年度～18 年度までは各年度の「財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」で規定されている。

<sup>6</sup> 国民年金法第 74 条、厚生年金保険法第 79 条

<sup>7</sup> この点については、平成 18 年 4 月 28 日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定されている。